

【公園】令和6年度の取組について

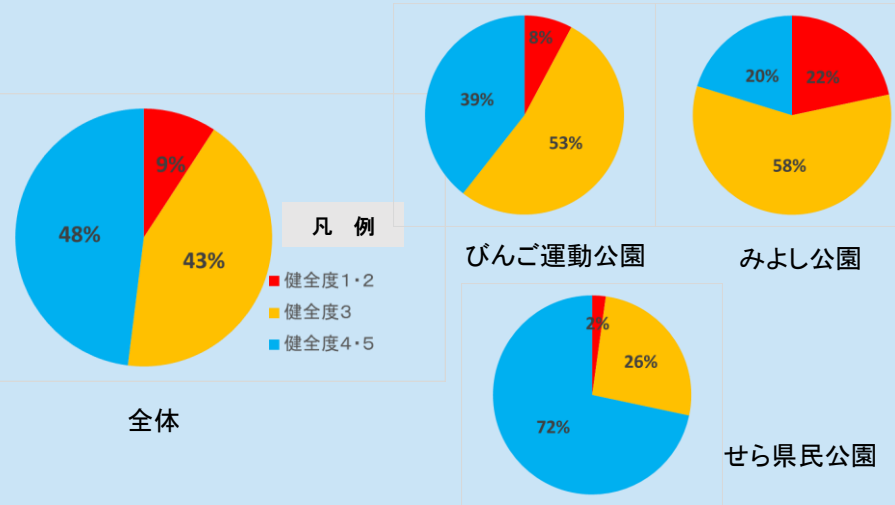
県が管理する公園施設については、各施設ごとに定期的に点検を実施しており、その結果から健全度を評価しています。
この結果に基づき、早期に修繕が必要とされる施設(健全度1、2)から優先的に修繕を実施しています。
また、維持管理の高度化・効率化に向け、建物・運動施設の点検及び健全度調査にデジタル技術(ドローン等)の活用に取り組んでいます。

【施設の概要】

- ◆ 点検対象 : 3公園
- ◆ 健全度区分: 1～5

健全度区分	健全度評価の内容	公園の健全度区分
良	5 劣化や変状がほとんどなく、施設の機能上問題はない。	5
	4 軽微な劣化や変状が見られるが、施設の機能低下はなく、経過観察を行う。	4
	3 劣化や変状が進行しており、施設の機能低下を起こさないよう対策を行う必要がある。(健全度区分3の段階で修繕することにより、修繕費を抑えることができる。)	3
	2 劣化や変状が広範囲に進行し、施設の機能が低下しているため、速やかに対策を行う必要がある。	2
悪	1 劣化や変状が著しく進行し、施設の機能が大きく低下しているため、緊急に対策を実施する必要がある。	1

【健全度別施設数の割合(令和6年度末時点)】



公園施設のうち、全体の約9%(354施設)に緊急対策が必要です。
令和3年度から令和7年度までの5年間で健全度1の施設の修繕完了を目指し、健全度1の施設の対策完了後は、健全度2の損傷度が高い施設から対策を実施、その後、健全度1、2とならないよう修繕・設備の交換を行います。

【修繕状況】

●びんご運動公園 球技場整備

修繕前



修繕後

